

経営会議（3月27日開催）議事概要

1 開催日時

平成20年3月27日（木）10:30～12:10

2 場所

地域研究連携センター プレゼンテーションルーム

3 出席者

市川理事長、谷口副理事長（学長）、古澤専務理事（副学長）、本田敏秋委員、谷村邦久委員、及川幸人委員（田口秀樹委員欠席）

（事務局）

佐々木大学改革推進本部長、細江教育・学生支援本部長、伊藤研究・地域連携本部長
菊池総務財務室長、小原教育・学生支援室長、小山研究・地域連携室長
経営企画室：高橋課長、鎌田主査、立花主事、斎藤主事

4 会議の概要

- 会議資料は別添のとおり
- 理事長あいさつ

年度末のお忙しい時期にお集まりいただき感謝する。本学では中期目標・中期計画に基づく年度計画により粛々と事務を進めてきた。来年度には開学10周年や認証評価機関の受審を控えており、これまでの10年の見直しや、新体制で次の10年に向けてスタートしようとしているところである。本日は短い時間ではあるが、よろしく審議いただきたい。

【審議事項】

- （1）平成20年度計画（案）について
- （2）平成20年度予算（案）について

- （1）及び（2）を一括審議とし、（1）を佐々木理事、（2）を菊池総務財務室長から説明の後、協議した。
⇒ 本案はいずれも承認された。

《主な質疑・意見》

- ・ 収入の外部資金において、寄付金1000万円を計上しているが、これは毎年度見込めるものなのか。滝沢村IPUイノベーションセンター負担金は20年度限りなのか。留学生への奨学金に係る基準はあるのか。以上3点についてお答え願いたい。
- ・ 寄付金として計上した1000万円については、（仮称）岩手県立大学振興基金に対するものであり、今回は開学10周年に関連して、同窓会及び後援会からの寄付を見込んでいるものである。これを受け皿にして基金を設立するとともに一般からの受入れも検討し、総額は3000万円を目指している。

- ・ 滝沢村 IPU イノベーションセンターの負担金については建設事業費に対するものであり、平成 20 年度のみである。
- ・ 事業費の総額は約 4 億円だが、半額が国庫補助されるため残額を本学と滝沢村が負担することとし、本学の負担額は約 2300 万円ということである。
- ・ 留学生への奨学金については、本学独自に私費外国人留学生奨学金を設けている。選考にあたっては一定の条件を定め、収入や成績、家計状況に配慮しているものである。
- ・ 留学生の場合には、資金の他に住居も問題となる。民間アパートや盛岡短期大学部の寮を利用しているが、留学生の増加に併せた環境整備が必要になると考えている。
- ・ 留学生の支援については、資料 1－2 の 7 頁の学生生活の支援において学生寮の整備検討や語学の支援という形で平成 20 年度計画に盛り込んでいるものである。
- ・ 国際交流といっても受け入れる場所がない。国際交流をダイナミックにするには生活環境を整備しなければならない。
- ・ 資料 1－2 の 5 頁において「盛岡市まちづくり研究所」等の組織がでてくるが、このような組織を作る際のイニシアティブはどこがとっているのか。
- ・ 「盛岡市まちづくり研究所」は地域連携研究センターに設置し、総合政策学部の幸丸教授を所長とし盛岡市から職員 2 名を派遣していただいて、共同して研究することにより、新たな政策の立案と市職員の政策形成能力の向上に資するものである。

(3) 認証評価に係る「点検・評価報告書」(案)について

- 佐々木理事から説明の後、協議した。

⇒ 本案は承認された。

《主な質疑・意見》

- ・ 評価結果は公表されるのか。
- ・ 評価結果は公表されるものである。なお、この評価は、大学設置基準に適合しているか否かの判断をすることを主とする評価であり、ランク付けではないので留意願いたい。

(4) 学長補佐体制の強化について

- 古澤専務理事から説明の後、協議した。

⇒ 本案は承認された。

《主な質疑・意見》

- ・ 副学長と学部長はどのような関係にあるのか。
- ・ 現状の本部長制では学部との調整役の側面が強かったことから、本部長を副学長とし、権限を強化することにより全学的な事項を推進する体制とするものである。教学を担当する副学長を 1 名から 3 名に増員したのは、副学長の担当区分を細分化し、各分野について、迅速かつ効果的な取り組みを推進するためである。
- ・ 副学長を総務担当副学長を含めて 2 人から 3 人に増員するとのことだが、教員を増員するということか。
- ・ 教員数を増やすということではなく、あくまでも現行の教員の中から充てるものである。

(5) 職員給与の改定等について

(6) 就業規則等の改正について

○ (5) 及び (6) を一括審議とし、古澤専務理事から説明の後、協議した。

⇒ 本案はいずれも承認された。

《主な質疑・意見》

- ・ 育児休業規程の対象となる職員数は。
- ・ 10 名程である。先に制度を作って、潜在的な取得希望者を募ってまいりたい。

【報告事項】

(1) 開学 10 周年記念事業について

(2) 自治体等との連携について

○ (1) 及び (2) について、(1) を古澤専務理事から、(2) を伊藤理事から報告した。

《主な質疑・意見》

- ・ これは提案だが、開学 10 周年を記念し、自治体と連携を強化する意味でも、岩手県立大学でも功労のある自治体職員を表彰する制度を創設してはどうか。現行でも同様の制度はあるが、対象職員が多数であるため、結局のところ在職時の肩書きで選んでいるのが現状である。これでは地道に努力している職員を評価することはできない。このように地道に努力している職員への顕彰制度を県立大学が創設すれば、その存在感も高まるのではないか。
- ・ 研究的側面であれば、学内においてもその基準作りをしているところである。業績評価は難しいものであるが、学内の基準を応用するような形であれば不可能ではないと考えられるので検討してみたい。